

特定天井の脱落防止にかかる技術基準の施行について

近年、大きな地震の際に、大空間を有するような施設の天井が脱落する事故が発生しています。天井については、施行令第 39 条第 1 項において「脱落しないようにしなければならない」ことが定められていますが、法改正により、特に脱落防止対策を行うべき「特定天井」について、具体的な脱落防止対策の技術基準が定められました。

政令の改正が平成 25 年 7 月 12 日、省令・告示の改正が平成 25 年 8 月 5 日にそれぞれ公布されており、平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

改正の概要

特に脱落防止の措置を講ずる必要のある天井が「特定天井」として定められ、技術的基準に適合させる必要があります。「特定天井」の要件は、以下のとおりです。

- ① 高さが 6 m 超 ② 水平投影面積が 200 m² 超 ③ 吊り天井であるもの
④ 設備を含む単位面積質量が 2kg/m² 超 ⑤ 人が日常利用する場所に設けるもの

「斜め材による振れ止め」と、「壁・柱とのクリアスパンによる天井材の破壊防止」を基本的な考え方とし、仕様規定に基づく方法、構造計算により安全性を確認する方法、大臣認定による方法が定められています。

(詳細については、国の官報 HP 等で告示の内容をご確認ください。)

確認申請の取扱い

この基準は、建築基準法第 20 条及び建築基準法施行令第 39 条に基づく規定です。平成 26 年 4 月 1 日以降に行う確認申請については、添付図書等の対応が必要になります。関連する部分の政令、省令、告示が改正されますので、添付図書等は省令において定められたものを添付してください。

計画変更申請の取扱い

同基準は、平成 26 年 4 月 1 日以降に工事着手を行う建築物について、適用されます。平成 26 年 3 月 31 日までに確認済証の交付を受けている場合でも、工事着手が平成 26 年 4 月 1 日以降となるものについて、特定天井を有する建築物については、計画変更申請により、特定天井に対して脱落防止の技術基準の検討が必要になります。

既存不適格建築物の取扱い

法第 20 条の既存不適格建築物について、同一棟増改築等を行う場合、法第 86 条の 7、施行令第 137 条の 2 を適用する場合でも、既存部分についても一定の要件を満たす必要があります。今改正により、既存部分に「特定天井」を有する場合の同一棟増改築等については、既存部分の特定天井についても一定の対策を行うことが求められていますので、ご注意ください。

なお、増改築等を行わない場合で、建築確認申請が不要であっても、改修等で特定天井を新設する場合には、技術基準が適用されます。

お問い合わせ 松阪市建築開発課審査係

TEL:0598-53-4156 FAX:0598-26-9118

E-mail:kenka.div@city.matsusaka.mie.jp